

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料を軽減します。

対象となる方・届出時期

- 令和5年11月1日以降に出産した被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

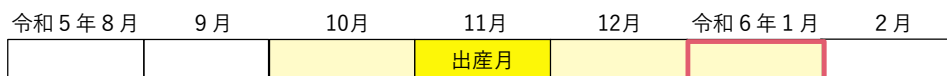
国民健康保険料の軽減方法

- 当国保組合では出産月の前月から出産月の翌々月（以下「軽減対象期間」）までの出産者の保険料を還付する方式とします。

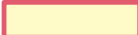


※ 多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前からの6ヶ月が軽減対象期間です。

- 例外として令和6年1月から制度開始のため、例えば令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分のみが軽減対象期間です。



※ 令和5年12月に出産した場合、令和6年1月分、2月分の保険料が軽減対象期間です。

 …軽減対象期間

- 保険料還付後に軽減対象期間に係る資格喪失をした場合、保険料を返還していただきます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間相当分の保険料軽減措置届出書
 - ② 母子健康手帳のコピーなど（出産者名と出産日がわかるもの）
 - ③ 組合員のマイナンバーと身元のわかる書類（マイナンバーカード、通知カード+運転免許証等）
- ※ 事前に所属の支部へお問い合わせください。

届出先

所属の支部へ届出をお願いします。